

会員各位

こんにちは、千葉県中小企業団体事務局責任者協会 事務局の稲葉でございます。

令和3年も半年が過ぎ、1年の折り返しの時季にやってきました。上半期を振り返ると新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあります。

6月8日に申請受付が始まった職域接種ですが、供給可能量の上限近くに達したことで同月25日に一旦停止することとなりました。組合運営においても、社会環境、経済情勢によって当初計画していた事業等を予定通りに遂行していくことは難しく、様々な対応策を準備しておく必要があります。

このような中、先日実施したアンケートを拝見したところ、コロナ終息後のことを早くも検討しなければならないと危機感を持っている組合様も多く、本協会といたしましてもできる限りのお手伝いをさせていただければと思っております。その際は、私稲葉へお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。（アンケートについては、現在取りまとめ中です。機関誌『協会だより』にてご案内する予定です。）

さて、7月を迎えようとしている中、本格的に事業実施に向けて取り組まれている組合様も多いかと思います。6月号の本メールマガジンでは、情報提供として施策のご紹介をさせていただきます。

以下、施策紹介

【補助金】

事業再構築補助金（中小企業庁） ※今後3回程度公募を予定されております。

事業再構築補助金とは？

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売り上げの回復が期待しづらい中、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことが重要です。そのため、新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、又は事業再編という思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。

～主要申請要件～

1. 売上が減っている
2. 新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編に取り組む
3. 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する

中小企業

通常枠：補助額 1 0 0 万円～6, 0 0 0 万円

補助率 2 / 3

卒業枠：補助額 6, 0 0 0 万円超～1 億円

補助率 2 / 3

※卒業枠は、400 社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

中堅企業

通常枠：補助額 1 0 0 万円～8, 0 0 0 万円

補助率 1 / 2

グローバル：補助額 8, 0 0 0 万円超～1 億円

V字回復枠 補助率 1 / 2

※グローバルV字回復枠は、100 社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

①2020 年 10 月以降の連続する 6 か月間のうち任意の 3 か月の合計売上高がコロナ以前の同 3 か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。

②補助事業終了後 3～5 年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率 5. 0%以上増加を達成を見込む事業計画を策定すること。

③グローバル展開を果たす事業であること。

詳細については、下記『事業再構築補助金事務局ホームページ』をご覧ください。

[事業再構築補助金 \(jigyousaikauchiku.jp\)](https://jigyousaikauchiku.jp)

その他、本会より無料で専門家を派遣して事業の詳細をご案内することも可能です。

お気軽にご相談ください。(専門家派遣の詳細は、別添パンフレットのとおりに)

※専門家派遣はアドバイス及び相談業務となります。申請書作成支援はしておりません。

【助成金】

働き方改革推進支援助成金

働き方改革推進支援助成金とは？

労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業事業主に
対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。

～支給対象となる事業主～

支給対象となる事業主は、次のいずれにも該当する中小企業事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用事業主であること。
2. 交付申請時点で、「成果目標」1から3の設定に向けた条件を満たしていること。
3. 全ての対象事業場において、交付申請時点で、年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。

～支給対象となる取組～

いずれか1つ以上実施してください。

- ①労務管理担当者に対する研修
- ②労働者に対する研修、周知・啓発
- ③外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士など）によるコンサルティング
- ④就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤人材確保に向けた取組
- ⑥労務管理用ソフトウェアの導入・更新
- ⑦労務管理用機器の導入・更新
- ⑧デジタル式運行記録計（デジタコ）の導入・更新
- ⑨労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

（小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフト、運送業の洗車機など）

※研修には、業務研修も含みます。

※原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標や支給額は別添資料のとおりです。

業務改善助成金

業務改善助成金とは？

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。 生産性向上のための設備投資（機械設備、POS

システム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

～支給の要件～

①賃金引上計画を策定すること

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる（就業規則等に規定）

②引上げ後の賃金額を支払うこと

③生産性向上に資する機器・設備などを導入することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと

（単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、通常の事業活動に伴う経費などは除きます。）

④解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと 等

その他、申請に当たって必要な書類があります。

～生産性向上に資する設備・機器の導入例～

①POS レジシステム導入による在庫管理の短縮

②リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮

③顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化

④専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上 等

詳細については、下記サイトよりご確認ください。

[助成金のご案内 | 働き方改革特設サイト | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

詳しいご説明を希望の方は、社会保険労務士等の専門家を無料で派遣させていただきます。
本会までお問い合わせください。（専門家派遣の詳細は、別添パンフレットのとおりに）

本協会においては、今後もメールマガジンにより、会員の組合および組合員企業の皆様に有益な情報をお届けしてまいります。

ご意見・ご要望・会員情報の更新等がございましたらご連絡をいただきますようお願い申し上げます。